

## 第3回古平町議会定例会 第1号

令和6年9月11日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第30号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第31号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第32号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 9 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について
- 10 報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率について
- 11 同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について
- 12 認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 13 意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 14 陳情第4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書（総務文教常任委員長報告）
- 15 陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
- 16 陳情第9号 核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の採択を求める意見書
- 17 陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書
- 18 陳情第11号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書

### ○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君				
	2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君	
	4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君	
	6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君	
	8番	山	口	明	生	君	9番	佐	藤	未	知	時	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	奥	山		均	君
教	育	三	浦	史	洋	君
総	務	細	川	正	善	君
企	画	人	見	完	至	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	康	子	君
産	業	本	間	克	昭	君
産	業	岩	戸	真	二	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	関	口	央	昌	君
教	育	小	原	和	之	君
町	立	細	川	武	彦	君
幼	児	三	浦	卓	也	君
総	務	松	浦	亮	介	君
財	政	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君		
議	事	係	長	兼	総	務	係		
			長	瀬	野	尾	裕	人	君

開会 午前 9時54分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和6年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番高野議員及び5番真貝議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る9月5日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私の方から、去る9月5日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月11日から9月17日までの7日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づいて取り進めるものといたします。12日は、決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、13日の本会議は、決算特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することとします。また、恒例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、他の人に移った時は再質疑はできないこととします。それから、一問一答ですので、一度に

数項目にわたっての質疑をすること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないようにご留意願います。決算特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することとします。採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されず特別委員会で質疑を行いますので、省略します。討論、採決については、例年どおり一括で行うこととします。

次に、総務文教常任委員会から、同委員会に付託審査されておりました陳情第4号については、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本会期中に意見書を提出する運びといたします。

次に、今定例会に4件上がっております陳情でございますが、陳情第8号、第9号、第10号、第11号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

次に、系統であります北海道町村議会議長会からの意見書の議決要請がございました「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月11日から9月17日までの7日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月11日から9月17日までの7日間に決定しました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和6年度6月分・7月分・8月分毎月出納検査結果、令和6年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、令和6年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果、令和6年第1回後志広域連合議会臨時会議決結果 の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第2回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まずは、道の駅ふるびらについてでございます。令和5年度からの継続事業で実施している道の駅ふるびら「たらこミュージアム」の整備状況につきましては、現在、外壁のタイル張りなど建物外周部の工事を終えたところであり、今後は、12月の工期末に向けて、水廻りなどの衛生設備や厨房機器等の設置及び調整を予定しております。また、「ふるびら150年広場」につきましては、大型遊具の大部分が設置済みであるなど、10月の工期末に向けて順調に進捗しております。一方、「たらこミュージアム」の運営に関する準備状況としましては、指定管理候補者である株式会社T A I S H I と協議の上、同ミュージアムの基本コンセプトを「目的地化された誘客拠点」と定め、以下の3点について実施したところであります。1つ目が、7月10～11日の2日間、同社と町内17事業者を訪問し、農水産物資源の賦存量や未利用資源などの調査の実施。2つ目が、水産加工業者を対象とした説明会を開催し、新商品開発への協力依頼と仕入れ等に関する具体的な協議の実施。3つ目が、積丹半島へ訪れる観光客等の消費ニーズを把握するため、8月10日、東しゃこたん漁協生産部直売所前や積丹町神威岬などにおいて、アンケート調査の実施。215人から回答を得たところであり、令和7年春の開業に向けて、引き続き、新商品開発や物販品の選定など各種準備を進めて参ります。

次に、未来を担うローカルスタートアップ発掘・育成事業についてでございます。「ローカルビジネス」の展開を通じて地域の活性化や担い手不足の解消等を目指す本事業は、3年間を一区切りとして実施いたします。1年目の今年度は、町と協力しながら事業を進める委託業者の選定から始めたところであり、6月3日に公募を開始したところ、3社からの応募がありました。選考委員会によるプロポーザル方式の結果、東京都に本社を置く「株式会社ジェイアール東日本企画」を選考し、7月10日に同社と委託契約を締結いたしました。今後は、その委託会社と連携し、首都圏からローカルビジネスに関心のある人材を確保するため、同社が開催するイベントを通じて人材発掘を進めて参ります。また、今後設立予定の「まちづくり会社」が実施するローカルビジネスの方向性等についても検討を行うため、町内事業者や地域おこし協力隊員との意見交換を予定しております。

次に、表彰式についてでございます。開町記念日である9月4日に令和6年度古平町表彰式を挙行し、町政に寄与された功労者等を表彰いたしました。今年度の被表彰者は5人で、7月22日に表彰審議委員会へ諮問し、その答申に基づき決定したところであります。功労者は社会教育委員を12年務め、社会教育の振興と生涯学習の推進に貢献された八戸幸治氏であります。功績者は、放課後児童クラブである「一期倶楽部」を自ら運営し、児童福祉の向上に寄与された笠原美雪氏、他に障がい者の自立した地域生活の実現に貢献された、古平福祉会に勤務されている八幡修真氏、佐藤芳江氏及び鈴木智哉氏の3人です。式には、5人のうち4人が出席し、表彰状と記念品を贈呈

いたしました。なお、今回の式典から再び、コロナ前ほどではありませんが、来賓を招待し、関係者で祝ったところであります。

次に、定額減税調整給付金等についてでございます。国の総合経済対策の一環である「令和6年分所得税及び住民税の定額減税又はその減税に対する調整給付金」については、8月7日にプッシュ方式で418人に対して、合計1,754万円を支給したところであります。この事業は、対象者それぞれの個人住民税や所得税から、それぞれの減税額を控除し、控除しきれなかった額が発生した場合に「調整給付金」として支給するものです。今回の支給以外に、役場で新たに口座情報の登録が必要な方など、確認書の提出を要する方が50人余りおりますので、その方々につきましては、今定例会に提出しております補正予算の議決後に、順次、支給して参ります。また、新たに令和6年から住民税が非課税又は均等割のみが課税となった世帯に対する「低所得者支援給付金」については、同様に8月7日にプッシュ方式で、1世帯当たり7万円を支給したところであります。

次に、子ども第三の居場所についてでございます。令和6年2月に開所した「こどもホーム」は現在、28人の児童が登録しており、平日は17人程度が利用しております。初めての長期休業であった夏休みには、常時15人程度が通所し、一番多い日には開設時の想定を大きく上回る23人の日もありました。施設の運営に当たっては、「児童が学校から帰宅後に、孤立することなく、居場所があること」を目的としています。通常時は、下校後に「おかえり」で迎え、4人のスタッフが、宿題等のサポート、屋内外での遊びや活動を通じて、生活面及び学習面での支援を行っております。8月7日には、17人の児童が、B&G財団が砂川市で主催した「水辺の活動イベント」に参加し、サップやカヌー体験など、日常ではなかなか味わえない体験をしたところであります。今後も同財団の協力を得ながら、他市町村の第三の居場所との交流等、児童の健全な発展に資するような取り組みを行って参りたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。新型コロナウイルスについては、皆さんもご承知のとおり、昨年5月から感染症法上の位置付けが第5類に変更となり、医療提供体制が、行政の関与する特別な対応から、幅広い医療機関による通常対応へ移行したところであります。また、新型コロナワクチンについては、これまで特定臨時接種として全額国費による無料接種でありましたが、今秋からは重症化を予防する定期接種となります。対象者は65歳以上、及び60～64歳で基礎疾患（心臓、腎臓、呼吸器等）を有する方となり、一部自己負担が発生することとなります。本町では当初、インフルエンザの予防接種と同額の600円で検討しておりましたが、他の北後志4町村の額を勘案の上、1,000円とするよう準備しております。今後も余市医師会の協力の下、北後志5町村が連携してスムーズな接種体制を確保いたしますので、何卒ご理解願います。なお、接種は全国の医療機関で可能ですが、北後志以外の場合は、一旦、1万5,000円程度を負担していただき、自己負担額を差し引いた額を後日、償還払うこととなります。

次に、熱中症対策についてでございます。熱中症による健康被害を防止するため、7月30日、冷房設備が完備されている本複合施設（地域交流センター部分）を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」に指定いたしました。これは、気候変動適応法第21条に基づくもので、熱中症警戒アラートが発令された際に、町民の皆さんが一時避難することを想定して指定したものであります。

一方、同法に基づかない「涼み処（独自避難施設）」として、7月30日に古平福祉会法人本部と図書館を、8月20日には、古平郵便局と古平浜町郵便局からの申し出により両施設を追加指定したところであります。今夏は8月末までに後志管内に熱中症警戒アラートが発令されなかったため、クーリングシェルの開放は行いませんでしたが、今後に向けてそれぞれの施設が指定施設であることを、町民の皆さんに理解してもらうよう周知して参ります。また、6月28日から8月29日までの期間で、食中毒警報が9回発令され、時間にするると延べ1,056時間でありました。

次に、敬老会についてでございます。老人週間の行事の一環として、9月6日、令和6年度古平町敬老会を本複合施設・大ホールで開催いたしました。出席対象者は、9月1日現在、数え年77歳以上の694人で、そのうち66人が元気に出席してくれました。77歳以上の全ての方に出席を呼びかけるのは、コロナ前の令和元年度以来で5年ぶりでありました。会では、飲食は行いませんでしたが、出席者はジャグリングパフォーマンスや三味線・民謡などを、久々に再会する友人らと一緒に楽しんでおられました。今年度の最高齢者は、出席はされませんでした。103歳の大和田エイさんで、祝100歳紀寿になれるのは、村本政次郎さん、本間シヅエさん及び福井のふ子さんの3人です。なお、竹本美代子さんにつきましては、大変残念ではありますが、8月18日にご逝去されましたので、ご遺族へ弔慰金を贈らせていただいております。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。国は現在、医療DXを強力に推進しており、令和5年4月には原則、全ての医療機関・薬局でのオンライン資格確認を義務付けしたところあります。さらに、令和7年3月までには、そのオンライン資格を導入した全ての医療機関・薬局に対して、電子処方箋の導入も促しているところあります。本診療所は、既にオンライン資格確認が対応済であることから、電子処方箋を次の理由から導入することといたしました。患者側にとっては、重複投薬や飲み合わせの悪い薬の処方を容易に防ぐことが可能となること、紙での処方箋の受け取りが不要となるため、待ち時間の削減が図られること。診療所側にとっては、受付や支払いの事務コストの削減に繋がること、導入によって診療報酬の加算が得られ、財源面でのメリットがあること。一方、診療所及び介護医療院では、施設の最低基準は満たしておりますが、恒常的に看護師が不足している状態にあります。そのため、これまでのハローワークや町ホームページでの募集に加え、有料での人材紹介サービスを利用して、人材確保を図りたいと考えております。電子処方箋及び人材紹介サービスについては、後程、関連する経費について補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。介護医療院については、8月末現在、18人が入所され満床となっております。男性3人、女性4人が入所待ちの状態です。本医療院は、他の医療機関や介護施設等で敬遠されるような重度療養者の受け入れを積極的に行う方針であることから、「ここであれば受け入れてくれる」「終の住処となる」と地域から必要とされる施設となるよう、今後も運営して参ります。

次に、鳥獣被害防止対策についてでございます。本町のヒグマやエゾシカなどに対する鳥獣対策は、猟友会古平分区の協力を得ながら進めているところあります。今後もその協力は、必要不可欠であることから、ヒグマ出没時等の業務負担の大きさやリスク、銃弾等の資材高騰に対応すべく、同分区と出動時の報酬額について見直し協議を重ねて参りました。この度、他市町村の状況等を踏

まえ、協議がまとまりましたので、後程、関連する議案をご提案いたします。上程の際には、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、新規漁業就業者支援事業についてでございます。本事業は、漁業の担い手確保を目的として、漁業研修に係る費用や漁具等の購入に要する経費に対して支援しております。令和6年度は新たに、2人からの申請があったところであり、令和4年度の事業開始以来、4人の新規就業に繋がっております。なお、4人は全て浅海漁業者であります。浜の活力再生のため、引き続き、新たな漁業従事者の確保に向けて支援を継続して参ります。

次に、プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。古平町商工会が発行し、6月に販売したプレミアム率20%のプレミアム商品券については、既に補助金事業として支援しておりますが、新たに10月末に販売を計画しているプレミアム率30%の同商品券（第2弾）に対しても、補助する予定であります。疲弊する地域経済の振興策として、商工会からの要望に応えるものですが、依然として続いている物価高騰の影響を受ける町民生活支援策としても有効であると考え、決定したところであります。後程、関連する経費につきまして補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税についてでございます。令和6年度の8月末までの寄付状況は、寄付件数が6,986件（対前年比97.8%）、寄付額は8,105万円（同104.3%）となっております。今後につきましては、各ポータルサイトのページ更新や新たな返礼品の追加はもちろんのこと、ふるさと納税を通じて「本町を知ってもらおう」「関係人口を増加させる」取り組みに重点を置きたいと考えております。そのため、既に7月14日には、ふるさと納税のPRに限ったものではありませんが、本町の知名度を向上させる事業の一つとして、テレビ放送に併せて、関東圏で新聞折込チラシを配布したところであります。ふるさと納税が繁忙期になる年末に向けて、本町の魅力発信を任務とする地域おこし協力隊員と連携し、SNSを活用しての情報発信にも努めて参ります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程ご高覧ください。最後に本定例会に付議します案件は、補正予算案2件、条例改正案1件、加入する広域連合の規約変更の協議1件、報告2件、人事案件1件、令和5年度各会計決算認定1件の合計8件であります。

これらの案件につきましては、ご審議のうえ、ご賛同くださるよう、お願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告を行います。

教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和6年第3回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

学校教育活動等についてです。小中学校とも7月25日から8月21日まで28日間の夏季休業を終え、22日に2学期をスタートしております。小学校及び中学校のエアコン設置工事については、前回報告のとおり両校で7月1日に稼働を開始しております。小学校では工事が完成し、引き渡しを終え

ました。中学校では現在製作中の新キュービクルの納品を11月末に予定、その取り替えの際校舎の電気供給を全面停止する必要性から12月の冬季休業中に取り替え設置することで進めております。教室にエアコンが入ったことで、子どもたちの反応を知りたく中学校に聞いてみました。生徒の声その1「今まで暑かったが、エアコンがついてからは授業に集中できるようになった。」、その2「涼しくて、たまに寒い時もあるけど、授業に集中できています。」、その3「暑い日に自転車で登校した時や、体育があった時にエアコンがついていると快適です。」、その4「涼しく、集中して授業を受けられますが、教室の扉を締め切ると二酸化炭素濃度が上がるので、換気をしてほしい。」。また、教師からは「職員においても、職員室の快適性向上、夏季休業中の業務効率の上昇など大きな効果を感じています。」との感想をいただきました。教師用パソコン購入事業については、8月14日から16日に掛けて小学校に20台、中学校に15台入れ換え設置を終了しました。

中体連関係です。バドミントン部、バレーボール部、野球部（中学生向け軟式野球クラブチーム「ブルータス」の一員として参加）、水泳個人、剣道個人が6、7月に開催された後志大会に出場しましたが、残念ながら皆、善戦及ばず全道大会への切符を逃しております。8月6日全日本吹奏楽コンクール北海道予選札幌地区大会が札幌市で開催され、古中吹奏楽部はC編成の部に出場、今年も見事「銀賞」を獲得しました。4年連続の銀賞です。

中学校の教科書採択についてです。令和7年度から使用する中学校の教科書について、その前年にあたる今年8月31日までに、後志管内19町村で構成する第4地区教科書採択教育委員会協議会で協議し採択すべき教科書を決定、その後各町村教育委員会で採択することになっております。3回の協議会と2回の調査委員会を経て8月8日に協議会で決定され、当町においては8月26日開催の教育委員会議で採択いたしました。採択理由などにつきましては、教育委員会事務室で令和11年3月31日まで閲覧できるようにしており、町民の皆様には近日中に町ホームページでお知らせいたします。

学校給食についてです。ご承知のとおり当町の学校給食は100%古平産米を使用しております。全国的な米価や資材費等の高騰により、給食提供への影響を危惧しておりましたが、生産者の方々や新おたる農協のご協力を得て、令和6年古平産米の給食提供が可能となりました。9月中に契約締結を済ませ、10月には新米として給食提供する予定です。給食センターでは、衛生知識の取得・再確認を通して引き続き衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

生涯学習・スポーツについてです。クロール25m泳げない子を対象にした「小学生の水泳教室」を6月20、24、25日に海洋センタープールで開催、延べ51人が参加して練習しました。学校の授業に向けて、水泳の基礎と楽しさを学習しております。また、プールでの熱中症対策として今年度プール室に小型の救護室を設置して、室内にエアコン、扇風機、救護ベッド及びベンチを配備いたしました。助成元のB&G財団常務理事が来町、6月24日に配備式を行いました。7月7日には「B&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会剣道の部」を海洋センターアリーナで開催、全道各地の7市町（海洋センター所在地、輪番制）から小学生19人、中学生15人、合わせて34人の剣士が集合、個人戦、団体戦に日頃の練習成果を発揮していました。名寄市風連チームが団体戦で優勝しております。高齢者教室たけなわ学級は、第3回を7月23日に開催、4人が参加して、講師に小樽職人の

会の片桐尉晶氏を迎え「金箔貼りのオリジナル箸作り」を実施しました。第4回は8月28日に町外視察研修で恵庭市に出向きサッポロビール北海道工場や道と川の駅花ロードえにわを見学、22人が参加しております。

古平町図書館の利用状況についてです。今年度実績は8月末日時点で、延べ貸出者数420人、貸出冊数1,341冊、来館者数6,460人です。また、累計の図書館利用カード作成者は309人、蔵書数は15,391冊となっております。たくさんのご利用、誠にありがとうございます。

町民皆様の健康づくりの習慣付けを狙いとした健幸ポイント事業については、本年度も5月1日から開始、前回の報告から2人増えて、8月末日時点51人の方が登録し参加されております。今後イベント等で事業周知を図りながら、取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第30号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第30号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億391万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。また、1ページに戻ってください。今回の補正では、第2条として地方債も補正すると規定しております。

内容を説明いたしますので6ページご覧ください。今回の地方債の補正は、まずは橋りょう長寿命化事業債補助金、いわゆる社交金の内示が出まして当初の予算編成時の想定よりも減ったため、その分起債を増額するための補正でございます。300万円程増額してございます。続いて、臨時財政対策債ですが、令和6年度の普通交付税の算定が終わり、それに合わせて臨時財政対策債の額も確定しましたのでその額に合わせるための補正でございます。

以上、第1表、第2表が地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第30号説明資料をご覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは6ページ、7ページをお開きください。予算科目の款項の項ごとにご説明いたします。

6 ページ上段、2 款総務費、1 項総務管理費、既定の予算に55万円を追加し、3 億9,351万6,000 円とするものでございます。内容といたしましては、電算管理費で給与システムの改修業務委託料として55万円を計上させていただいております。これは、子ども子育て支援法が改正になり児童手当拡充されます。それに伴いまして、職員へ支払う子ども手当が拡充されることになるので、給与システムを改修するための経費でございます。

続いて、同じく2 款2 項徴税費、既定の予算に167万円を追加し、2,363万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、過誤納付還付金として59万円、これは過年度の法人町民税確定申告に伴い額が確定し還付が生じたためのものでございます。2 社分でございます。さらにその下、定額減税補足給付金、6 月の第2 回定例会で補正させていただいた数字、あの時の経費につきましては暫定値でありまして、この度国から算定ツール配布されまして、それで計算したところ、足りない部分があったので追加で補正させていただくものでございます。

続いて、3 款民生費、1 項社会福祉費、既定の予算に1,370万5,000円を追加し、7 億6,809万3,000 円とするものでございます。内容といたしましては、障がい福祉費で自立支援給付費（国庫・道費）の精算返納金、障がい児入所給付費等（国庫・道費）の精算還付金でございます。令和5 年度のそれぞれの金額確定いたしまして、令和5 年度中に国費・道費もらい過ぎておりましたので、その分を返納するものでございます。

続いて、同じく民生費の、2 項児童福祉費、既定の予算に389万円を追加し、7,875万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、児童手当システム改修業務委託料と先程ご説明した子ども子育て支援法の改正児童手当の拡充に伴い、先程は職員の子どもでしたが、今度は職員以外、町民の方々の子どもへの児童手当の拡充に伴うシステム改修でございます。それともう1 つ、幼児センター費として園庭遊具設置工事請負費として119万円計上してございます。園庭遊具、当初予算では修繕で計上しておりましたが、腐食・劣化が著しいため、新たに新しい遊具に変更するものでございます。令和7 年の当初から使用するためには、今、発注・契約しなければ間に合いませんので、今定例会で補正予算を提案させていただいております。

続いて、4 款衛生費、1 項保健衛生費、既定の予算に129万9,000円を追加し、1 億2,213万1,000 円とするものでございます。内容としては、診療所会計への繰出金です。先程町長の行政報告にもありましたとおり、看護師の人材を確保するために人材紹介会社への手数料、電子処方箋を導入するための経費のための繰出金でございます。

続いて、5 款農林水産業費、1 項農業費、既定の予算に84万円を追加し、708万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、古平町鳥獣被害防止対策協議会へ84万円を増額助成するものでございます。近年のエゾシカ増加に伴いまして、その被害を減らすために第5 次鳥獣被害防止計画で年間80頭の駆除を計画しております。ですが、国からの協議会への助成金、全道的にエゾシカが増加していることから、国からの助成金は減少しております。80頭分が賄えるものではないと。その分、町が単独で負担するために経費を増額するものでございます。

続いて、8 ページ、9 ページご覧ください。6 款商工費、1 項商工費、既定の予算に1,144万5,000 円を追加し、2 億1,361万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、古平町創業支

援事業補助金として200万円計上してございます。当初予算で1件計上してございましたが、更に1件の申請が予定されているため、もう1件分を追加するものでございます。それと、プレミアム商品券の第2弾として935万円を計上してございます。こちらも先程の行政報告にあったとおり、商工会からの要望に応えるものでございますが、物価高騰が続いております。町民生活支援としてこの事業に対して補助するものでもございます。今回は、国からの交付金はなく町の単独事業として実施するものでございます。もう1つ、道の駅ふるびら自家用電気工作物保安管理業務委託料として、9万5,000円計上させていただいております。新しくできる道の駅受電設備に電気事業法では電気修理技師を配置する必要がございますが、職員でその資格を持っている者がいないため、委託するための経費でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋りょう費でございます。こちらは財源更正でございます。先程第2表の地方債でも説明しましたが補助金が減ったため、その分地方債を増額して事業量を確保するためのものでございます。

続いて、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に730万円を追加し、1億5,467万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、職員等退職手当負担金基金積立金であります。730万円計上してございます。こちらにつきましては、令和4年度に退職手当組合へ事前納付として納めていたものが精算還付されてきましたので、その分を基金に積むものでございます。職員の定年延長に伴いまして、現在60歳59歳の方は定年が1年延びます。その分、負担金の金額が減りましたので、今後に向けて積み立てておくものでございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、2ページ、3ページご覧ください。

10款1項、地方交付税、既定の予算に936万7,000円を追加しまして、20億1,636万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、普通交付税を936万7,000円増額するものでございます。7月に交付税算定が終わりまして令和6年の交付税の額が確定しましたので、それに合わせて補正するものでございます。

続いて、13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算に14万3,000円を追加し、2億1,172万1,000円とするものでございます。内容としては、障がい者医療費負担金過年度分ということで、過年度分の金額が確定しまして令和5年度に収入した金額が足りなかったため、追加で交付されるものでございます。

続いて、同じく13款2項、国庫補助金、既定の予算に36万1,000円を追加し、1億3,502万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、子ども・子育て支援事業費補助金関係で、そこに3本計上されてございます。歳出でもご説明したとおり、児童手当が拡充されます。それに伴うシステム改修費に充てるため、国から交付されるものでございます。それと、その土木費補助金の欄で社会資本整備総合交付金、288万9,000円減額となっております。こちらは、橋りょう長寿命化、先程ご説明した補助金の金額が減ったものでございます。

続いて、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算に6万9,000円を追加し、1億3,058万円3,000円とするものでございます。内容としては、先程国庫負担金のところでもご説明した障がい者医療費負担金が増え、過年度分が足りなかったため、追加で交付されるものでございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算に930万円を追加し、2億5,352万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金繰入金が310万円の減、今回の補正に伴う財源調整額でございます。それと、ふるさと応援基金繰入金として1,240万円追加しております。こちらは、幼児センターの遊具、創業者支援補助金、プレミアム商品券に充てるために、ふるさと応援基金を繰り入れるものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に1,798万3,000円を追加し、6,281万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、北後志消防組合負担金精算還付金ということで、令和5年に消防組合へ納めた負担金還付される金額と、あと先程歳出でもご説明した一般職の退職手当組合事前納付金の精算還付金分、更にはその他収入ということで、これは今回の補正の端数調整のための金額でございます。

続いて、4ページ、5ページご覧ください。20款町債、1項町債、既定の予算に347万6,000円を追加し、3億1,557万6,000円とするものでございます。内容は、先程冒頭に第2表で説明したとおり、記載の金額が確定したり変更したりするための補正でございます。

以上で一般会計の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 一般会計補正予算説明資料の3ページです。

普通交付税が確定したということでお聞きします。確定した以上、確定している額があります。それで、この交付税の中で起債の償還の額というのは総額でいくらになりますか。これがまず第1点です。

それと、今まで補正がされていると思うのですが、歳出の消費税に関わる部分なのですが、予算の段階で総額でいくらになるか。総額が分かればあと消費税の税率は分かりますのでこちらの方で計算します。これが2つ目です。消費税該当部分の歳出の総額です。

次に、財政の方でもう1つ聞きますけれども、令和5年度の決算が出ていまして、歳入歳出の差引額が2億3,400何が出ました。ルールとしては、半分は基金に入れて半分は令和6年度の予算に計上するということなのですが、この2億3,422万9,348円の出先は、この一般会計補正予算に反映されていますか。これが3点目です。

それから4点目です。7ページ一番下になります。古平町鳥獣被害防止対策協議会助成金が説明があったように、鹿の年間頭数が計画では確定されていて、そして当初の国からの助成が間に合わない。当初予算では55万2,000円ですけれども、町独自で84万円を増額して139万2,000円になるということなのですが、当初計画、それに対する国からの補助が一体どういう状況でどのように変更されて、そしてこれだけの追加予算になったのかということを取りあえず説明願えればと思います。

○総務課長（細川正善君） まず1点目の、今回確定した地方交付税での公債費措置された金額はいくらかというご質問でございますが、令和6年度につきましては、交付税で基準財政需要額に算入された公債費の額は2億9,546万7,000円でございます。

2点目の、歳出の消費税対象の総額はいくらかというご質問でございますが、その分につきまし

ては特段というか改めて算出したりしてございませんので、今は分かりません。

3点目のご質問で、繰越金が令和6年の今回の補正に反映されているかということでございますが、結果から言いますとまだ反映はしてございません。

○産業課長（本間克昭君） 協議会助成金の関係なのですけれども、今回補正した内容としては3つあります。

それで、まず1点目なのですけれども、運搬に関しては、当初国の予算、補助金としては13万2,000円が補助金の額です。それに対して、実際支出する分を差し引きして今回足りなかった部分が26万4,000円になります。運搬費で足りなかった分が26万4,000円です。

そして2点目として、捕まえた鹿の処理費用があります。その処理費用が当初国から内示あった金額が31万4,000円でございます。実際にかかる経費が37万7,000円となりますので、ここでの差額が6万3,000円となります。

それと3点目として、鹿を捕まえた場合の捕獲奨励金なのですけれども、国からの当初予算としては5万7,000円の収入しかありません。ただ、実際かかる部分が57万円ありますので、差し引きとして51万3,000円、それを足しまして今回の補正額84万円の増額を見込んでおります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（真貝政昭君） 予算案の編成としては、全ての予算を明らかにして町民のために使うというのが前提ですので、5月の出納閉鎖から作業を行いまして9月の定例で決算ということになりますから、その時点で余るといことがはっきりしているわけですから、9月の時点で全て差し引きの額をどのようにするかということ割り振りして一般会計の補正というようなやり方にするべきではないかというふうに思っています。これは要請ですので、どのように判断するかはそちらの方のお考えですけれども、答えられるかどうか答弁をお願いしたいと。

それから、鳥獣被害防止対策協議会の助成金なのですけれども、今説明を受けた段階では駆除とその始末の二つで補助金の内容が分かっていると理解しました。伺いますけれども、国や道の考え方というのは、被害防止という対策というのが道との交渉の中でも明らかに出てこないのです。町村と道・国との間で被害防止という点ではどのような金銭的なものが中心になりますけれども、そこら辺はどういう状況になっているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、決算の方の繰越金の取り扱いですが、この後令和5年度の各会計の決算の認定を受けるために提案いたします。今後決算特別委員会が開かれて、最終日に決算が認定されると考えております。これまでも決算が認定された後に補正予算、今回で言いますと12月の4定で補正させていただく。これまでもそういうようなやり方でしております。

○産業課長（本間克昭君） 国と経費のやり取りの関係だったと思うのですけれども、国から駆除

に対する助成金については、町を通さずに対策協議会に直接お金はいつています。

○5番（真貝政昭君） 決算の認定が済んでから12月というのが習慣ということなのですが、できるだけ早く、当初予算は3月に終わっているわけですから、それが差し引きの額が12月に提案されて、そこで明らかになるというのは少しスピード感という点では遅いような気がします。

それで、できればもっと早めの対応をして町民のための施策に活用すべきではないかというふうに思っているのですが、早めることはできないのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 決算でございますが、地方自治法上、出納整理期間が終わってから3か月以内に調整するというようになってございます。その後監査委員の審査に付すこともありますので、今定例会に決算を出すのが最も最短であると私たちは考えてございます。

○4番（高野俊和君） 農業総務費で鳥獣被害防止の話が出ていましたけれども、鹿ではありませんけれども数年前に他町村で熊の出動の問題でかなり色々物議醸したことがあると思うのですが、古平町は鹿に出動する時に出勤した回数によってその金額がかかったり、また鹿が捕獲した数によって金額が出動者にかかるというような状況はあるのですか。

○産業課長（本間克昭君） 鹿の捕獲に関しては、あくまでも捕まえた頭数に対してお金が支出されています。

（何事か言う者あり）

○産業課長（本間克昭君） それと、隊員みんなで一斉に捕獲に出る時には、あくまで出た回数、日数に対してお金が支出される形になっています。

○4番（高野俊和君） 鳥獣被害防止対策でかかるのは、出勤、それと捕獲の数、それと処理数によって金額が変わってくるということなのですか、出勤なのか、頭数なのか、処理なのか、金額的にはどれが一番大きいのですか。

○産業課長（本間克昭君） 支出の金額の中の一番大きい内訳としては、捕獲した頭数に対する奨励金が一番、率としては高くなっています。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時07分  
再開 午前 11時17分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第31号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第31号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案7ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億243万8,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正を8ページから11ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料14ページ、15ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、既定の予算に173万8,000円を追加し、9,154万3,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、看護師の募集について人材紹介サービスを利用するため、11節役務費に常勤看護師2名分の人材紹介手数料として132万円を追加、12節委託料に電子カルテに電子処方箋対応オプションを追加するための業務委託料として41万8,000円を追加しております。電子処方箋につきましては、行政報告にもありましたように国で令和7年3月までにオンライン資格確認を導入した全ての医療機関・薬局に導入することを目指しており、診療所で使用している電子カルテがこの春に電子処方箋に対応したこと、町内の薬局のいしばしあきら薬局で既に導入済みであること、今年度国の補助金に加え道でも補償を予定していること、医療の質向上や業務効率化に繋がることなどから、今年度中に導入することとして補正予算を提案することといたしました。

2款診療事業費、1項診療費、既定の予算に130万円を増額し、1,035万5,000円とするもので、10節需用費医薬材料費の内容は、令和6年4月から带状疱疹予防接種費用の町助成が開始されたことにより接種者が増加したためであり、7月末時点の実績から8月以降の見込みを予測したワクチンの購入費であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に144万8,000円を増額し、436万3,000円とするもので、带状疱疹予防接種の接種者増加分の予防接種手数料を算定したものであります。

一つ飛びまして、5款諸収入、1項雑入、既定の予算に19万4,000円を増額し、19万5,000円とするもので、電子処方箋導入にかかる事業費の社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、事業

費の2分の1、上限額の19万4,000円の補助を受けるものであります。

6款道支出金、1項道補助金、既定の予算に9万7,000円を増額し、67万7,000円とするもので、こちらは、先程説明した電子処方箋導入にかかる事業費の道の補助金であり、事業費の4分の1、上限額の9万7,000円の補助を受けるものであります。

2つ戻りまして、4款繰入金、1項繰入金、既定の予算に129万9,000円を増額し、6,723万4,000円とするもので、歳出予算の増額分303万8,000円から、歳入予算の予防接種手数料と電子処方箋導入にかかる補助金の増額分、合わせて173万9,000円を減じた額であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明資料の13ページになります。予防接種手数料で診療所に関わる部分で、歳入で見込んでいます。この予防接種手数料というのは、新型コロナワクチンの手数料と特定してよろしいのでしょうか。それと北後志の新型コロナワクチンという前提で聞きます。北後志の医師会に関わる部分の診療所・病院で予防接種した場合は、1,000円の自己負担でやれることとなりますけれども、それはそれぞれの診療所・病院での予防接種手数料として入るわけですけれども、北後志以外の診療所・病院で予防接種するという場合は、考えられるものとして、たまたま北後志以外の診療所・病院に受診している町民の方がそこで予防接種を受けた場合、それと北後志地区以外の施設で生活されている方たちが予防接種した場合が該当するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） この予防接種手数料なのですけれども、新型コロナだけではなく、それぞれの、今回は带状疱疹の予防接種料の関係で補正となっています。まだ新型コロナの助成については、まだ確定してなかったので予算上は診療所の方には入っていません。

○保健福祉課長（和泉康子君） この補正予算とは関係ないと思うのですけれども、今新型コロナのご質問だったので少し簡単に説明させていただきます。町長からの行政報告のとおり、一応10月から進めるよう余市医師会と協議しております。それで、そちらの方は代理受領ということで町が定めた負担金を差し引いた額を病院から町に請求していただくというルールを作って契約を医師会と結びます。ということから、北後志以外の病院については1件ずつ契約を結ぶということできませんので、基本的には全額自己負担していただいて、町が定めた負担額以外をご本人に返すと。ただし、真貝議員おっしゃったように、高齢者が施設に入所していますよとかそういう場合については、負担増だとか本人の手間を考えまして、そこは医療機関と個別に契約をして自己負担で接種できるように準備を進める予定でございます。ただし、皆さん色々な病院かかっていますので、たまたま札幌の端の病院に行っています、1人しかいないのにそこと委託契約してということは今考えておりません。

○4番（高野俊和君） 今の予防接種の手数料を古平町でいくらか補助している部分では、コロナの他に、インフルエンザ、带状疱疹の補助もあると思うのですけれども、11月位になりますとインフルエンザの予防接種も打ちますし、コロナも決まったら多分打つと思うのですけれども、それに

この帯状疱疹も連続して1か月か2か月の内の中で3回打つということになると、これあまり心配ないのでしょうか。今までは帯状疱疹の補助はなかったのですが、2つだと思いますけれども、今回帯状疱疹が増えて3つになると、短い期間、例えばその1か月、2か月以内で接種してあまり心配ないものなのでしょうか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 新型コロナのワクチンとインフルエンザの予防接種のワクチンを同時接種される方もいますし、やはり不安があるということで間隔を空けている方もあります。帯状疱疹についても、1回不活化ワクチンであれば2回受ける必要もあるのですけれども、それも間隔はある程度開けて打つ形になりますので、不安がある際には医療スタッフの方に相談するだとかして安心して受けていただければと考えています。

○4番（高野俊和君） 今9月ですから多分自分もそうですけれども、10月11月にはインフルエンザ予防接種打つと思うのです。帯状疱疹も考えているのですけれども、帯状疱疹をその時期にこう打つということになるとどうしても重なるので、個人でも気をつけなければならないというのは分かるのですけれども知識全然ありませんから、やっぱり国の方針とか色々各町村の今までのやっているとところがあれば、その辺のことも聞きながらやってもらいたいと思うのですけれども、国の方針としてはある程度その期間でこの三種も仮に受けたら、大丈夫なのだとということなのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 予防接種全体のお話しなので私の方から回答させていただきます。今コロナワクチンとインフルエンザも生ワクチンと不活化ワクチンで色々な種類がありまして、生ワクチン同士だと同時接種ができるということで、2年前からインフルエンザとコロナワクチン同時接種可能ということで厚生労働省の方でも推奨していました。うちの診療所の方でも先生の方が同時接種を進めている状況です。あとそのワクチンによっては2週間たっていますかとか、色々な種類があるのです。そのために全ての予防接種につきましては、先生が問診をしまして、状況だとか既往歴・持病を持っているともう少し間隔空けた方がいいということで、それはやはりドクターの判断で接種する・しないというのを決定するので、お医者さんの方がいいということであれば安心して受けていただいてよいかと思います。基本は2週間、前の接種より開いているかどうかとかというのがベースにはなっているかと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第32号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第32号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

説明資料で説明させていただきます。説明資料の4ページをご覧ください。

本件は、4ページ表の上から3つ目に記載の鳥獣被害対策実施隊員の報酬を、これまで進めてきた猟友会古平分区との協議の内容や他町村の状況を踏まえ、日額8,000円から日額2万円に改めるものでございます。施行日は公布の日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 建設土木の労務単価は道で公表されていますけれども、例えば、普通作業というのを基準にしますと軽作業・普通作業というふうに段階別に区分けするのですけれども、今の提案の報酬なのでも、かなり危険手当的な要素を含みますよね。そういう面からすると、一般労働者の日額単価と、それから今回の場合は、例えば8時間労働だとかそういう類のものではなくてかなり時間的には不規則な内容を含むという前提で考えますと、2万円という金額が妥当な金額なのかどうかという含みが残るような気がするのです。安いのではないかという観点から聞いているのですけれども、この関係の日額を決めるにあたって、関係機関での議論の中ではどのようにされているのか説明してもらえませんか。

○産業課長（本間克昭君） 金額の決定に当たりまして塗料猟友会古平分区と数度にわたり協議を進めてまいりました。それで、管内の状況だとか猟友会の総会等での話の中で、時給最低2,500円位に統一できないかという話があったようです。それを受けて、古平町としては時給2,500円で単価を算出しますと8時間で2万円となりますので、その金額で協議してきました。猟友会としては、それであれば妥当であろうという返事を得ています。ただ、後志管内でいきますと金額本当まちまちなのですけれども、以前、色々熊の状況で問題のあった島牧村であると時給換算でいきますと3,362円、古平町で算出している2,500円よりも多い単価となっております。ただ、それよりもずっと低い京極町とかでいくと日当で3,000円、それは毎日出勤したりしているのですけれども、単価本当まちまちでございます。そういう中で、後志管内の平均的な金額と猟友会等の協議内容を踏まえて、金額を設定したのが2万円でございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第33号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更の内容といたしましては、令和6年12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、規約の一部を改正する必要が生じたためであります。

説明資料にてご説明いたします。説明資料の7ページをお開きください。

改正部分は第4条及び第19条になります。現行の被保険者証が発行されなくなることに伴いまして、被保険者証の引き渡し返還等の事務がなくなり、後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を改めるための規約改正となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 今説明されたのだけれども、かいつまんでざっくりばらんにどうなのか、どうなるのかというのがちょっと理解できなかったもので、もう少し平たい言葉で具体的にこれが変わるによって何が変わるのかというのをもう一度説明できませんか。

○町民課長（五十嵐満美君） できるだけ分かりやすく説明したつもりなのですが、まず改正の内容としましては、後期高齢者医療の保険証、他の保険もそうですけれども12月2日から被保険者証が廃止になります。廃止になりますと、例えば今窓口で行っている被保険者証が切り替わりますので郵送しますよ、切り替わりました使えなくなったものを戻してください、だとかの事務がなくなるということを今説明いたしました。その他保険者証に関わるものがなくなったり変わった

りするので、北海道の後期高齢者医療広域連合の規約そのものを変えるために議会の同意をいただくものでございます。内容としては、保険者証がなくなることによって役場の窓口もそうですし、広域連合の方でも事務が変わることから規約を変更するという内容で、全道で広域連合に加入しておりますので全道統一の議案内容となっております。

○5番（真貝政昭君） 後期高齢者の保険証が変わることなのでしょう。古平町の窓口で分かったものが今度分からなくなるということなのですか。何か相談事があっても、古平町の窓口では用事が出せないというようなことになるのか、そうではないということなのか。もし窓口で用事が足りないというふうになったら、どのような不便さがこれから起こるのかというのをちょっと聞きたいのですが。

○町民課長（五十嵐満美君） 窓口事務が大きく変わるわけではなくて保険証がなくなります。マイナンバーカードに切り替わりますので、国民健康保険もそうですし、社会保険もそうなると思います。保険証廃止になります。マイナンバーカードに切り替わりますので、例えば保険証を無くしたので再交付してくださいということができなくなります。12月2日以降は再交付ができませんのでその事務を改める、そういうことをできなくなりますよという事務を改めるための改正になります。保険証がなくなってマイナンバーカードになるのはご存知かと思うのですがけれども、国保も後期高齢者医療も他社会保険・共済もそうですけれども、保険証というものがなくなります。12月2日以降は全部マイナンバーカードに切り替わります。ただし、国保も後期も保険証、今7月に発行しているものは、来年の7月31日までの期間が決められているので来年の7月31日まではその保険証は使えます。12月2日以降はもう保険証の発行ができなくなりますので、マイナンバーカードに全て切り替わります。なので、今お持ちの保険証は期限までは使えますけれども、12月2日以降無くしたという場合には、マイナンバーカードでしか手続きができなくなったりするのと、もっと詳しく言いますと、マイナンバーカードに健康保険証の機能がない方もたくさんいらっしゃると思います。あとはマイナンバーカード自体も持ってない方もいらっしゃると思いますので、そういう場合には、資格確認書という形で後期高齢者なり国保なりの資格を持っていますよという別の証明書が出されることになりました。ただし先程も申し上げましたが、今は国保も後期も来年の7月31日までの期間使える保険証が行き渡っていますので、それは来年まで使えることになりました。事務として変わるのには保険証なくなりますので、再発行できなかつたりという事務がなくなりますのでそのための規約改正になります。窓口での対応が大きく変わるわけではなくて、もちろん相談であったり料金を納めるという形にしても今までどおりの相談は受け付けます。大きく変わるのには、保険証がマイナンバーカードに切り替わりますということです。

○5番（真貝政昭君） 後期高齢医療保険証は、今の説明ですと他の保険証と同じ扱いでマイナンバーカードを持ってない方、それに紐付けしてない方は、今までの紙の保険証を資格証明書と同時に一定期間使えるという前提で考えた方がいいのですか。それでよろしいかどうかという確認です。違うのであれば、例えば私は国民健康保険証なのですがけれども、私が考えているやり方ではないとするとちょっと理解できないような状況になるものですから、当面の理解の仕方を確認したかったのでそういう質問をしています。

○町民課長（五十嵐満美君） 今お持ちの保険証は来年の7月31日までは使えます。それ以降は紙での保険証は発行されなくなります。社会保険もそうです。社会保険はカードですけれど、保険証がもうなくなります。マイナンバーカードが代わりになりますけれども、マイナンバーカードをお持ちではない方は、資格確認書という形で資格を証明する書類が別に出ます。今の予定だと、今の保険証と同じ形の同じ大きさのもので、資格確認書というものが出る予定になっておりますので、それで医療機関にかかることは可能です。マイナンバーカードをお持ちの方は資格確認書はなくて、マイナンバーカードで病院にかかるという形になります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 0時59分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 報告第3号及び日程第10 報告第4号

○議長（堀 清君） 日程第9、報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率についてと、日程第10、報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告第3号について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について報告いたします。議案25ページをお開きください。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。なお、監査委員の意見につきましては、27ページから28ページに掲載しておりますので、後程ご覧ください。

それでは内容の説明をいたしますので、説明資料9ページをお開きください。

まず、9ページ一番上の表をご覧ください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計、全ての特別会計において令和5年度赤字額がありませんでしたので、比率はございません。実質赤字比率と連結実質赤字比率の用語の解説は、9ページの下に記載してございますので後程ご覧ください。更に今ご説明した二つの比率の算出方法、比率はないのですが10ページにその算出方法を記載してございます。10ページご覧ください。令和5年度の欄をご覧ください。(1)一般会計で1億2,045万1,000円と記載してございます。これは、令和5年から令和6年の純繰越金の金額いわゆる赤字額がないということでございます。特別会計においては243万8,000円、公営企業会計については1,293万5,000円、(4)の標準財政規模、これが22億6,975万5,000円でございますので、ここから求めまして黒字でございますので比率がないという結果になります。なお標準財政規模につきましては、9ページに戻ってください。9ページの最下段に記載しておりますが、標準財政規模というのは普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源でございます。通常収入するであろう金額でございます。

続きまして、また9ページ一番上の表をご覧ください。実質公債費比率についてです。令和5年度の結果は8.9%でございます。この実質公債費比率、簡単にどんなものかご説明いたします。また用語の解説の欄を見てください。実質公債費比率、一般会計等が負担する元利償還金いわゆる借金返しです。更に準元利償還金それに基づくような支出の標準財政規模に対する比率でございます。では、この比率の算出方法をご説明いたします。説明資料11ページご覧ください。令和5年度の欄をご覧ください。まず、地方債の元利償還金令和5年度4億9,229万9,000円、準元利償還金1億3,327万9,000円、(3)として元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源が3,588万2,000円です。公営住宅の使用料や都市計画税などです。(4)基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額、交付税措置されたものでございますが4億1,393万8,000円、標準財政規模が22億6,975万5,000円でございますので、その下の表に当てはめて計算すると単年度では9.5%で、この実質公債費比率は3か年平均で表しますので8.9%ということになります。国が示す早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%ですので大きく下回っている状況でございます。ですが、計算過程で出てくる標準財政規模は交付税が大きな要素として算出されております。古平町のような小さな団体では、交付税が減れば標準財政規模が小さくなり、すぐに実質公債費比率も上昇してしまうため、注視しながら財政運営が必要となります。

最後に、また9ページに戻ってください。将来負担比率でございます。この将来負担比率、9ページの頭の表では比率ございませんが、どのようなものかといいますと下段の用語の解説を見てください。一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算出方法といたしましては、12ページご覧ください。令和5年の欄をご覧ください。将来負担額が62億7,777万9,000円、充当可能財源等が68億7,882万4,000円ということで、この時点で将来負担しなければいけない負担額以上に充当可能財源がございますので、現時点では比率はないということになります。国が示す早期健全化基準は350%以上です。ここでも留意していただきたいのが、先程も説明したとおり交付税の増減以下によっては、この比率も大きく増減変動するというところでございます。

以上で報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 続いて、報告第4号についての報告を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。議案29ページをお開きください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計のそれぞれで資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

資金不足比率の結果につきましては、本紙、記より下の表にて記載のとおり簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足比率の値は、なしでございます。なお、資金不足比率の算出方法につきましては、説明資料13ページに載せておりますので、ご参考いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 一般会計の方ですけれども、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移だとか資金不足比率だとかこういう指標が出てきたのはいつだったかという確認をしたいのですけれども、それと、これを見ると起債を多く出せば出す程、1年間の償還額が多ければ多い程、国が目を光らしている基準に近づいていくと、またオーバーするとそういう形になるかと思えますけれども、そういう認識でよろしいかどうかです。

2点目、それと水道の方ですけれども令和6年度から変わりましたよね。この説明書を見ると、法非適用企業というふうに書かれていますので、これは令和5年度までの指標であって令和6年度からどういうふうになるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 3つ質問あったうちの、最初の2つについて私の方からお答えいたします。この健全化比率、いつからだったかというのが私もはっきりとは覚えておりませんが、夕張市が財政再生団体になった時からだったと思いますので、私の記憶では平成18年頃からだったと認識してございます。

それと2点目の、起債が多ければ多いほど国の示す基準に近づくのか、起債をたくさん発行して起債の償還が多ければ多いほど国の基準に近づくのかというご質問につきましては、基本的な考え方はそれでよろしいかと思えますが、起債も交付税措置がありますので交付税措置の有利なものを発行しますと、そう簡単には国の基準には近づかないという認識でございます。

○建設水道課長（高野龍治君） この報告第4号につきましては、あくまでも令和5年度決算なので、真貝議員おっしゃるように、法非適特別会計の時の決算に基づいて計算したものでございまして、令和6年度から公営企業会計の方に移行しておりますので、令和6年度の決算がまとまりましたら来年の3月31日で決算締めるわけですけれども、それに基づいて今度は法適用の方の計算でこういった資金不足比率算定することになると思います。

○5番（真貝政昭君） 単純に言いますと、基金があれば起債をおこさないで、基金でやってしま

った方が、いくら法的なバック、交付税措置されるようなものがあったとしても、起債よりは現ナマの方がこの計算式から言うと危ない方には行かないというふうに理解すべきだと思いますけれども、それでよろしいかどうか。

それと水道の方なのですけれども、水道の方も公会計になったにしても一般会計と同じような国の考え方が通用して目を光らせることになるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども、基本的には、古平町の財政運営と同じようにあまりおかしくならないような一つの指標としてこの基準が使われているとそのような考えでよろしいのかどうか伺います。

○総務課長（細川正善君） 1点目の、基金があれば起債を発行しないで基金を使ってやれば、現ナマを使ってやれば、この基準、国の示す基準に近づかないのではないかと、そういう考えでよろしいかということなのですけれども、基本的にはそういう考えだと思います。ただ、起債を発行する目的が、今建てる施設、今後ずっと将来にわたって使う将来の人にも負担していただく、後年度将来の人にもその借金返しを負担してもらい、そうやって世代間で平準化するというのが起債の目的でございますので、一概に基金があれば起債を発行しないでという考え方でいいかと聞かれましたも、良いとも悪いともこの場では起債の本来の目的からいって、私の立場では言えないというのが状況でございます。

○建設水道課長（高野龍治君） 会計が今年度から公営企業会計の方に移行したからといって、資金不足比率、要は赤字が出てしまうと数字が資金不足比率の数字が出てきます。なので、基本的な算定の仕方は、今の法非適の算定の仕方と公営企業会計移行後の法適用後の算定の仕方と大きく変わるわけでないで、今の水道事業会計に赤字が出ているわけでないで、今後大きくこの数字が大きく上がってくるとかということは今の段階では考えておりません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率についてと、報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

#### ◎日程第11 同意第2号

○議長（堀 清君） 日程第11、同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） ただいま上程されました同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。議案の33ページをお開きください。

本件は、現在教育委員をされております菊地修二氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、菊池修二氏の主な経歴についてご説明をいたします。菊池氏は札幌大学経済学部を卒

業し、その後民間会社へ就職。昭和56年7月からは社会福祉法人古平福祉会に就職され、共働の家庭指導員、総務部長、事務長を経て、平成15年には施設長を就任するなど要職を歴任されております。また、法人の役職としましては、平成9年12月に理事、平成29年6月に専務理事、令和5年6月には理事長に就任され、現在に至っております。公職歴といたしましては、平成16年10月から古平町教育委員に就任されまして、現在5期目でございます。また、平成18年4月から古平町社会福祉協議会理事、令和元年6月から保護司を担われております他、れいめいの里町内会会長、古平町地域自立支援協議会会長、古平町特別職報酬等審議会委員なども歴任されております。

以上が主な経歴であります。菊池氏は人格も高潔であり、豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、今後の任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案、記以下の文を朗読させていただきます。

任命すべき委員、住所、古平町大字歌棄町204番地の9、氏名、菊池修二、生年月日、昭和30年6月18日生まれ、69歳。

以上提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。  
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎日程第12 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第12、認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計から説明願います。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定のうち、一般会計について私の方からご説明させていただきます。説明にあたりましては、薄い方の決算説明資料を用いて説明いたします。決算書につきましては、予算科目に合わせ

て決算額を目的別に列挙しただけのものです。薄い方の決算説明資料はその決算額を分かりやすくするために過去と比較しながら分析することや一つ一つのハード・ソフト事業を図表などを用いて掲載しておりますので、決算の特徴を理解するのは決算説明資料の方が良いと思われまますので、決算説明資料を用いてご説明いたします。

それでは、まず決算説明資料の4ページ、5ページをお開きください。上段の表でございます。決算額の欄をご覧ください。令和5年の歳入決算額としましては、42億9,330万8,394円、歳出決算額は40億5,907万9,046円、差引2億3,422万9,348円で決算を終えてございます。この差引金額2億3,422万9,348円でございますが、そのうち表の右側摘要欄をご覧ください。翌年度繰越明許費充当繰越額ということで、令和5年から令和6年に繰り越した事業を6月の第2回定例会で報告させていただきましたが、あれに充当する金額が1億1,377万8,000円でございます。ですので、純粋たる翌年度への純繰越額は1億2,045万1,348円ということになります。

それでは、続いて10ページ、11ページをご覧ください。歳入決算の性質別の内訳でございます。10ページの下の方の円グラフをご覧ください。歳入の合計のうち、48.8%が地方交付税で占めていると今まで私の説明で何度も申してきたように、本町の財政は交付税次第というのがこのグラフからもご理解いただけるかなと思います。続きまして11ページをご覧ください。性質別に令和5年と令和4年比較しながらご説明させていただきます。まず、1町税、令和5年の決算額2億3,547万8,000円ということで、差引4年度と比較しますと1,932万円の増となっております。内訳はそこに書かれていますとおりです。続いて、2から9、譲与・消費税等、決算額1億3,823万円、差引3,558万3,000円となっております。注目していただきたいのが、その欄の一番下です。地方特例交付金3,538万9,000円と前年よりも3,400万円程度増えてございます。こちらにつきましては、山の上の風力発電に対する償却資産、本来であれば償却資産で収入するところではございましたが、令和2年に改正された地方自治法で、本来であれば固定資産税のところに入るとして収入されておりましたが、今生産性革命といってコロナの中でも新規に事業やったものは最初の3年間固定資産税を減免しますという制度になっておりますので、その分地方特例交付金として収入されたと。本来であれば固定資産税のところに入るものが減免されておりますので、国の方がその分見てください。地方特例交付金で収入になってございます。続いて、10地方交付税、決算額20億9,671万6,000円、差引8,138万5,000円の減でございます。こちら、普通交付税で7,813万3,000円減となっております。普通交付税が令和4年度と比較して減った大きな要因が、交付税の計算をする上で基準財政収入額に今言った風力発電の施設の固定資産税が本来入るであろうということで、基準財政収入額の方に入っております。更には、基準財政需要額の方で臨時経済対策費、令和4年度から比べて2,600万円程度、令和5年で減っております。基本的に交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが交付されますので、需要額の方で減って収入額の方で増えるということで、交付税7,800万円程減ったということになります。続いて、11分担金及び負担金、決算額584万7,000円、差引63万円の減です。12使用料・手数料、決算額3,784万8,000円、差引287万6,000円の減でございます。続いて、13国庫支出金、決算額4億9,780万7,000円、差引9,505万5,000円の減でございます。こちら、大きな減になった要素としては、その下の中段辺りに社会資本整備(都市再構築)でございます。この複合施設周辺の整

備事業の補助金でございます。令和5年度につきましては、4年度よりも事業量減っておりますので、その分補助金も減ったということでございます。更にその下、非課税世帯価格高騰給付金事業費補助金ということで、令和4年度にはありました国の経済対策、令和5年度でなくなったので3,900万円程度減ったと。ここが大きな要因となっております。続いて、14道支出金、決算額1億5,893万9,000円、差引9,853万9,000円となっております。この減った大きな要因といたしましては右側の表の上段です。途中に電源立地地域対策交付金ゼロ円となっております。これは、いわゆる核のごみでいただいた電源交付金が令和4年度で終わりましたので、7,500万円減となっております。続いて、15財産収入、決算額448万1,000円、差引1,613万3,000円の減です。これの大きな要因は、財産売却収入で1,623万9,000円減となっております。旧役場庁舎の部分を道の駅の駐車場にするために開発局に令和4年度中に売却いたしました。それがなくなったので減ったということになります。16寄付金、決算額4億2,438万4,000円、差引1億400万9,000円でございます。大きな要因としては、ふるさと応援基金、ふるさと納税が増えたということでございます。続いて、17繰入金、決算額8,121万8,000円、差引1,446万円。大きな要因としてはふるさと応援基金繰入金でございます。ふるさと納税を活用する事業が増えたので、繰入が増えたということでございます。18繰越金、決算額2億1,096万2,000円、差引7,011万円。続いて、19諸収入、決算額1億1,842万5,000円、差引436万6,000円の減でございます。続いて、20町債、決算額2億8,297万3,000円、差引7,184万5,000円の増でございます。内訳はその下に書いているとおりでございます。歳入合計42億9,330万8,000円、差引1,634万3,000円となっております。

1枚めくっていただいて、今度は歳出決算の性質別の内訳でございます。13ページご覧ください。1人件費、決算額5億5,734万7,000円、差引508万6,000円の減となっております。こちらでございますが、昨年令和5年度国準拠でベースアップ等をしておりますが、それ以上に午前中に出てきた退手組合への負担金が令和5年度で大きく減っておりますので、総額で500万円程度減っているということになります。続いて、2物件費、決算額7億241万9,000円、差引3,317万1,000円。続いて、3維持補修費、決算額1億6,886万円、差引266万2,000円。続いて、4扶助費、決算額4億1,051万7,000円、差引1,865万5,000円の減です。続いて、5補助費、決算額5億1,887万2,000円、差引8,414万円。この増えた要因といたしましては、2段下に下水道広域化推進総合事業負担金とございます。3,600万円程度ございますが、これは余市町の下水道処理施設へ接続するミックス事業のために負担が増えたものでございます。続いて、そのまま13ページの右側の表の中に低所得世帯支援事業給付金、更には二つ下、課税世帯支援事業給付金、こちらにつきましては国の物価高騰対策事業交付金をもらって行った事業でございます。こちらが増えた補助費の増えた要因となります。続きまして、6建設事業費ということで、決算額4億4,974万4,000円、差引2,562万9,000円となっております。中心拠点誘導複合施設建設事業で7,167万3,000円の減、中心拠点再生整備事業で1億7,659万3,000円、この複合施設かなえーるの周辺部分の工事が減っております。ただ、その下の観光交流センター、道の駅の建設事業として1億800万円程度増えているという状況でございます。更に5年度につきましてはその下の方に小中学校エアコン設置事業ということで、6,423万1,000円、更には第三の居場所建設事業、隣のこどもホームです。6,600万円建設事業で行っているという状況でござ

ございます。続いて、7 公債費、決算額 4 億 9,229 万 9,000 円、差引 2,227 万 1,000 円の増でございます。借金返しが増えているという状況です。続いて、8 積立金、決算額 3 億 1,380 万 2,000 円、差引 1 億 1,107 万 9,000 円。こちらにつきましては、その他の部分で 1 億 1,232 万 9,000 円減っております。先程、歳入の方で道補助金で電源交付金をもらって基金に令和 4 年度までは積み立てておりました。その分 7,500 万円減ったのと、昨年は今後の借金返しに充てる減債基金に積み立てる金額が令和 4 年度よりも少なかったということで、1 億以上の減少になってございます。続いて、11 繰出金、決算額 4 億 4,521 万 9,000 円、差引 1,128 万 1,000 円となっております。増えた要素としては、診療所会計で 1,024 万 8,000 円、介護保険サービス会計、こちらは介護医療院だと思ってください。それで 1,298 万 8,000 円増となっております。歳出合計で 40 億 5,907 万 9,000 円、差引 692 万 4,000 円となっております。

続いて 15 ページをご覧ください。町税の徴収実績調でございます。現年課税分の真ん中、収入済額をご覧ください。収入済額として 2 億 3,435 万 2,165 円となっております。令和 5 年度の収納率は 98.9%、令和 4 年度 99% でしたので、ほぼ同実績となっております。滞納繰越分を含めた収入済額はその欄の一番下、2 億 3,547 万 8,563 円で、収納率は令和 4 年度と同じ 97.7% となっております。更にその下に不納欠損処理をした表を掲載してございますので、後程ご覧ください。令和 5 年に不納欠損したのは 120 万 1,233 円でございます。

続いて、20 ページをご覧ください。歳入歳出決算の経常・臨時収支に関する調書でございます。歳入と歳出、経常的なもの・臨時的なものに分けて表したものでございます。歳入決算一番下の欄をご覧ください。42 億 9,330 万 8,000 円のうち、経常的な収入は 27 億 5,394 万 4,000 円です。そのうち、一般財源が 22 億 4,701 万円となっております。歳入のうち、臨時的な収入だったのが 15 億 3,936 万 4,000 円でございます。

そのまま 21 ページをご覧ください。歳出合計で 40 億 5,907 万 9,000 円のうち、経常的な支出が 23 億 6,769 万 2,000 円でございます。それに充てた経常充当一般財源が 18 億 6,075 万 6,000 円、歳出のうち臨時的に支出したものが 16 億 9,138 万 7,000 円となっております。この①と②の部分から経常収支比率というものを求めますと、82.8%。令和 4 年は 79.6% ございました。この経常収支比率、小さくなればなるほど財政に柔軟性がある、余裕があるという数値でございます。ですので、令和 4 年よりはほぼ変わらないのですが、若干財政の方に余裕がなくなったという理解をしてください。

続いて 24 ページをご覧ください。起債状況調書でございます。令和 5 年に発行した起債、借金の一覧でございます。令和 5 年に起債した借金は、2 億 8,297 万 3,000 円でございます。それを起債ごとにまとめたのが 24 ページの下の表でございます。交付税措置率をかけた交付税措置額を単純に出しますと、交付税措置 1 億 8,615 万 3,000 円ということで、元金につきましては 2 億 8,297 万 3,000 円から差し引きまして、実際のところ実負担は 9,682 万円と有利な借金をしたところでございます。

続いて、26 ページをご覧ください。債務負担行為執行調書でございます。令和 6 年以降に負担すべき金額、借金返しとは別に負担すべき金額の一覧でございます。地方自治法 214 条に基づき、予算で既に定めている後年度負担すべき金額でございます。令和 6 年度以降の支出予定額の欄をご覧ください。様々な事業をそこに掲載してございますが、令和 6 年以降、2 億 8,691 万 2,000 円負担しなけ

ればならないという状況でございます。

続いて27ページ、地方債現在高調書、一般会計で負担しなければいけない借金の残高でございます。合計欄ご覧ください。令和4年度末にあった借金が49億7,834万2,000円、令和5年度中にした借金は2億8,297万3,000円、返した元金が4億7,945万8,000円ですので、令和5年度末現在、47億8,185万7,000円あるということでございます。

続いて、28ページご覧ください。繰出金の調書でございます。他会計などへの繰出金法に基づくもの、赤字補填などの繰出金の調書でございます。令和5年の繰出金の合計は4億4,521万9,000円となっております。各特別会計などについてはそこに記載のとおりでございます。

続いて、30ページご覧ください。職員給与費の目的別内訳調書でございます。一般会計と特別会計で負担している正職員の給与費を表したものでございます。会計年度職員は入ってございません。総計のところを見てください。人数では75名、令和4年と同人数でございます。給料は2億8,849万8,000円、各手当の合計が1億7,615万7,000円、共済費8,581万円で、合計で5億5,046万5,000円となっております。

続いて、33ページご覧ください。33ページから56ページにかけては、主要な施策に関する報告書として一般事務事業、ソフト事業を掲載してございます。本町が行っている施設を建設するなどのハード事業以外で毎年行っているソフト事業を掲載してございます。本日の説明では、時間の限りもありますので、主要な事業の決算額を読み上げます。毎年掲載しているようなものは省略させていただきます。こちらのそれぞれのページの表につきましては、詳しく決算額や利用者数などを表にあらわしているのので、後程ご覧いただければと思っております。

では、まず34ページご覧ください。地域交通確保対策事業ということで2,585万6,000円支出してございます。内訳としては、古平町地域公共交通活性化協議会助成金として2,181万6,000円でございます。こちら何かといいますと、地域公共交通活性化協議会で街の中を巡回しているコミュニティバス運行していますので、コミュニティバスの運行に大きな経費を使っております。続いてその下、タクシー事業者運行支援補助金ということで令和5年につきましては67万5,000円、更にその下、後志地域生活交通確保対策事業費負担金ということで335万円支出してございます。こちらについては、中央バス積丹線の収支不足に対する古平町の負担金でございます。

続いて、35ページご覧ください。地方創生臨時交付金事業ということで1億3,204万1,054円支出してございます。こちら、いわゆるコロナ交付金をもらって行った事業でございます。地方創生臨時交付金事業で6本、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で5本、計11本の事業を実施してございます。

続いて、47ページまで飛んでください。新型コロナワクチン接種事業ということで令和5年度は1,777万4,151円支出してございます。コロナワクチン全額、令和5年度は国費で実施いたしました。

続いて、1枚めくっていただいて48ページ、じん芥処理事業。こちらは毎年載ってはいるのですが決算額だけ読み上げさせていただきます。じん芥処理事業として4,702万6,602円、うち一般家庭ごみ収集運搬業務委託料、家庭ごみの収集に対して3,501万3,000円支出したというところでございます。

続いて、ページめくっていただいて53ページご覧ください。ふるさと納税贈呈品事業ということで令和5年度2億2,263万6,184円支出してございます。こちらはふるさと納税に対する返礼品を送るための経費でございます。

続いて、1枚めくっていただいて54ページ、町道除排雪事業ということで令和5年度につきましては1億64万5,718円支出してございます。

続いて、57ページご覧ください。57ページから74ページでは主要な施策に関する報告書のうち、今説明した一般事務事業以外のその他事業について掲載してございます。金額の大きいもの、特徴のあるもの、おおむね1,000万以上のものについて決算額を読み上げさせていただきます。

58ページご覧ください。一番上、包括業務委託事業ということで令和5年度5,325万3,200円支出してございます。包括業務委託の範囲としては右側の説明欄に記載してございますので、後程ご覧ください。

続いて、その58ページの下から2行、消防救急事業でございます。決算額1億6,883万6,567円でございます。消防と救急のうち、建設事業に係るものを除いて1億6,800万程度を支出しているということでございます。その下、災害対策事業ということで原子力災害・自然災害対策で1,265万5,107円支出してございます。

続いて、59ページの中段、幼児センター運営費、こちら幼児センターの保育士と代替保育士など全て含めて6,288万7,027円支出してございます。

1枚めくっていただいて、60ページ下段の方に道路維持管理事業ということで道路維持のために1,236万4,094円支出してございます。更にその下、住宅維持管理事業ということで公営住宅を維持管理するために1,356万4,276円支出してございます。

61ページ中段より上の方に、学校給食センター運営事業ということで給食センターの運営に1,518万323円支出してございます。その2つ下、図書館運営事業ということで金額は小さいですがオープン2年目ですので決算額読み上げさせていただきます。275万3,828円でございます。

続いて、75ページご覧ください。この75ページから111ページにかけては、主要な施策に関する報告書のうち建設事業を載せてございます。

まず、78ページご覧ください。この78ページ、79ページは予算科目の款ごとに補助・単独に分けて掲載してございます。ここでいう補助事業は、国から補助金をもらって実施した事業をまとめたものでございます。仮に、道から補助金をもらっていても道単独の補助の場合は、単独事業の方に計上してございます。道が国から補助金をもらって、それに更に道の補助金を上乗せして古平町に交付されたものは補助事業でございますが、道だけの補助の場合は単独事業に計上してございます。78ページの合計欄、令和5年度の建設事業の合計が4億4,974万4,000円、うち補助事業が2億3,178万6,000円、単独事業が2億1,795万8,000円となっております。

1枚めくっていただいて、80ページ、81ページは、今説明した款ごとを更に事業ごとにまとめた調書でございます。この事業ごとにつきましては、84ページ以降に詳しく載ってございますので、まずは84ページご覧ください。ここから111ページまでは、金額の大きいもの、特徴のある事業を説明させていただきます。

事業番号1、中心拠点に誘導複合施設建設事業ということで事業費1,106万6,000円です。内訳といたしましては、その下に中心拠点誘導複合施設駐車場工事で200万円、更に駐車場の付帯工事その1・その2で285万1,000円、大ホールの引割幕で621万5,000円となっております。

続いて85ページ、事業番号2、古平町中心拠点再生整備事業として事業費8,603万6,000円支出してございます。複合施設以外の恵比須小路線、こどもホームとこのかなえーるの間の道路です。更には、今建設中の150年広場、この辺一帯の中心拠点再生整備事業で8,600万程度を支出してございます。恵比須小路線につきましては2本で補助と単独、合わせて3,406万7,000円、150年広場につきましては、令和5年・6年の2か年事業でございますので、令和5年度については前払金のみでございました。それと、単独事業を合わせて5,165万3,000円支出してございます。

続いて86ページ、事業番号3、観光交流センター建設事業、1億867万9,000円支出してございます。いわゆる道の駅と町道小学校通線の実施設設計で370万程支出してございます。道の駅につきましては、令和5年・6年の2か年事業で、令和5年については前払金のみの支出でございます。

続いて87ページ、事業番号4、旧消防庁舎解体事業ということで640万2,000円支出してございます。旧消防庁舎の解体費でございます。解体後につきましては、当初の想定より遅れておりますが古平駐在所の移転先に供するという事になってございます。

続いて88ページ、事業番号5、漁港会館改修事業ということで1,976万7,000円支出してございます。今水産庁と進めている海業、その際の拠点施設、更には本町を訪れた人の一時滞り場所、関係人口を増やすための施設として改修したものでございます。

続いて、92ページに飛んでください。事業番号9、クリーンセンター破砕機修繕事業ということで885万5,000円支出してございます。破砕機、建設から20年以上経過しておりまして、研磨では限界のため破砕機の交換を行いました。破砕機については14か月必要となりますので、令和5年・6年の2か年事業で実施しております。

続いて、96ページをご覧ください。事業番号13、漁港環境整備事業ということで566万円支出してございます。みなと公園の整備にかけたものでございます。

続いて、102ページをご覧ください。事業番号19、新栄団地外壁改修事業でございます。事業費といたしましては391万6,000円支出してございます。こちら、令和6年に新栄団地、現在行っておりますが外壁改修を実施してございます。令和5年度はその外壁改修をするための実施設計として391万6,000円支出してございます。

続いて、106ページ、107ページをご覧ください。106ページが事業番号23、小学校冷房設備設置事業として2,211万3,000円、107ページが事業番号24、中学校冷房設備設置事業として4,211万8,000円支出してございます。それぞれ、どちらも普通教室・特別教室に冷房を設置してございます。どちらも令和5年・6年の2か年事業でありまして、どちらも令和5年度は前払金と実施設計で支払った金額でございます。小学校につきましては、普通教室9台、特別教室8台、その他4台で計21台、中学校は、普通教室4台、特別教室10台、その他5台で19台設置してございます。

続いて、1枚めくっていただいて108ページをご覧ください。事業番号25、第三の居場所建設事業でございます。6,606万6,000円支出してございます。いわゆる、こどもホームの建設事業でございます。

す。令和5年につきましては、工事監理、更には工事請負費ということで、令和4年から5年へ繰り越したものの、更に資材高騰のために令和5年に新たに予算を組んだもので6,600万円程支出してございます。B&G財団から5,000万円を上限に補助をいただいております。

続いて、113ページご覧ください。ここから123ページにかけては、主要な財政数値に関する報告書が掲載されてございます。令和5年度の決算を踏まえ、古平町の財政状況を説明させていただきます。

まず、114ページご覧ください。実質的単年度収支の推移でございます。実質的単年度収支というのは、その年の収入でその年の支出をまかなえたかどうかというものでございます。では令和5年度の欄をご覧ください。歳入決算額、歳出決算額については省略させていただいて、その差引Cの欄をご覧ください。形式収支としては2億3,422万9,000円、そのうちDの欄、翌年度へ繰り越す繰越明許費財源として1億1,377万8,000円、実質収支としては1億2,045万1,000円となりますが、前年度の繰越額が1億7,649万6,000円ございましたので、単年度収支としては5,604万5,000円の減となります。いわゆる、その年の収入でその年の支出をまかなえなかったということになります。ただし、財政調整基金への積立金が8,826万円ございましたので、実質単年度収支としては3,221万5,000円となります。その他基金積立・その他基金取り崩しで、実質的単年度収支は1億7,974万2,000円ということになります。

続いて、115ページ、一般財源の推移の表をご覧ください。一般財源、ご存知のとおり何でも自由に使えるお金でございます。令和5年度の欄を見ていただくと、一般財源総額が25億567万7,000円、対前年と比較して8,138万5,000円減となっております。この大きな要素としては、先程も説明したように交付税減少しておりますので、一般財源の推移としても減ったというところでございます。ちなみに、町税につきましては一般財源に占める割合が2億3,547万8,000円と9.4%となっております。

続いて、117ページご覧ください。建設事業の推移でございます。ハード事業でございますが、令和5年度先程も少し申しましたが4億4,974万4,000円となっております。毎年この場でご説明しておりますが、令和2年、令和3年につきましてはこの複合施設建設のために大きくなっておりまして、令和4年から平年ベースとなっております。

続いて、118ページご覧ください。公債費、借金返しの推移でございます。令和5年度につきましては4億9,229万9,000円と、対前年よりも2,227万1,000円増えてございます。3月の予算特別委員会の時にもご説明いたしましたが、令和6年からはシミュレーション上、令和9年まで減ることになってございます。その要素といたしましては、小学校建設事業債の償還が令和5年で終了しましたので、一旦令和6年からは公債費減りますがシミュレーション上は複合施設周辺の整備の元金が始まる令和9年からまた増加に転じるということになります。

続いて、119ページ、地方債残高及び地方債借入額の推移でございます。27ページでも説明いたしましたが、一般会計は令和5年度末に47億8,185万7,000円の借金残高がございます。それに簡水・下水を含めると、60億607万1,000円となるところでございます。

続いて、122ページに飛んでください。基金の推移でございます。令和5年度の欄をご覧ください。

令和5年度末で基金残高が30億6,492万7,000円と、最近では最も増えてございます。大きな要素といたしましては、財政調整基金、何にでも使える貯金、基金が10億810万円、減債基金、今後借金返しに充てる基金が6億7,875万円、更にその下の方にふるさと応援基金、いわゆるふるさと納税が9億6,002万6,000円、合計で30億6,400万円程度、今年度末にあるという状況でございます。

最後、123ページ、ふるさと応援寄附金の状況でございます。上の表の令和5年度の欄をご覧ください。件数として令和5年度は3万8,692件、金額にして4億2,275万4,000円あったところでございます。このふるさと応援基金を使いまして、その下に表す14本の事業に、令和5年度は14本の事業を実施してふるさと納税を4,120万円充当したところでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時28分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の説明が終わりましたので、次に、国民健康保険事業特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明資料の方で説明いたします。説明資料129ページをお開きください。令和5年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、243万7,162円を残しての黒字決算となっております。

それでは歳入の方から説明いたします。そのまま2ページめくっていただいて、132ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税は決算額6,881万8,797円で、収納率につきましては92.2%、前年度比0.6ポイント下がる結果となりました。詳細につきましては、説明資料137ページに載せてございますので後程ご覧ください。

3款1項の他会計繰入金の決算額は4,599万8,054円で、前年度より320万円程減となっております。

続きまして、4款繰越金、令和4年度の繰り越しがございましたので決算額436万7,302円となっております。

続きまして、5款諸収入、主なものは広域連合からの健診受託収入と令和4年度分の後志広域連合分賦金精算還付金でございます。

続きまして、歳出の方に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、決算額1億1,650万4,957円で、職員の人件費、それから町民の健康診断委託料、広域連合への負担金が主なものでございます。

2項徴税費、決算額3万1,062円、郵便料が主な支出となっております。

3項審議会費につきましては1万500円、これは審議会委員報酬となっております。

2款、基金積立金で830万円を積み立てております。

3款1項、償還金及び還付加算金、決算額40万3,000円は過年度に過誤納付されました保険税の還付に係るものでございます。

以上で、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**議長（堀 清君）** 国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、後期高齢者医療特別会計の説明を願います。

**○町民課長（五十嵐満美君）** 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明資料の141ページをお開きください。令和5年度の歳入歳出決算でございますが、歳入歳出差引額1万971円を翌年度へ繰り越しまして決算を了しております。

歳入の方から説明いたしますので、144ページをお開きください。

1款1項、後期高齢者医療保険料の決算額3,765万6,870円ですが、収納率で見ますと前年度と比較して現年・過年度分を合わせまして、約1ポイント増の99.57%となっております。

3款1項一般会計繰入金、決算額2,804万2,808円。主な内容は基盤安定負担金、職員給与費等に係る繰入金となっております。

5款諸収入、主なものは3項受託事業収入で、広域連合からの健康診査業務に係る収入でございます。

次に、歳出の方に移ります。

1款総務費、1総務管理費、決算額568万5,816円。これにつきましては、職員の人件費が主な支出となっております。

2項徴税费、決算額1万8,394円につきましては郵便料です。

2款1項、後期高齢者医療広域連合納付金は決算額6,106万5,706円で、前年度と比較して約370万円の増となりました。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されました過年度保険料の還付金となっております。

以上で令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

**○議長（堀 清君）** 後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に、簡易水道事業特別会計の説明を願います。

**○建設水道課長（高野龍治君）** 令和5年度簡易水道事業特別会計の決算について説明申し上げます。説明資料で説明しますので、説明資料、この薄い冊子の方でございます。151ページをお開きください。歳入決算額は1億3,186万9,452円で、歳出決算額は1億1,893万3,829円でした。歳入歳出差引につきましては、1,293万5,623円となり地方公営企業法の規定による簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

それでは、歳入から説明しますので、154ページをお開きください。

1款1項負担金、39万6,100円の収入でございました。

2款1項使用料、9,029万6,075円の収入で、ここでは水道使用料が収入されております。対前年増減では177万4,814円の減でございました。主な要因としましては、公営企業会計への移行に伴いまして出納整理期間がなくなったことで、その分が未収金として取り扱われているからでございます。

3款1項国庫補助金、161万3,000円の収入でございます。施設更新の財源に充てる収入でございます。

飛ばしまして、5款1項一般会計繰入金、849万4,000円の収入で、一般会計からの繰入でございます。公債費の交付税算入相当額が繰り入れされております。

6款1項繰越金、933万7,454円の収入で前年度決算剰余金の収入でございます。

飛ばしまして、7款2項受託事業収入、567万830円の収入で、ここにつきましては受託工事の収入でございます。

8款1項町債、1,600万円の収入で施設更新事業や公営企業会計適用化事業の財源として発行された事業債の収入でございます。

引き続きまして、歳出を説明します。次のページをご覧ください。

1款1項総務管理費、2,824万3,297円の支出で会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などをここで支出しております。対前年増減では583万71円の減でございました。主な要因としましては、会計間異動による人件費の減や一般会計繰出金が未払金となったためでございます。

2款1項施設管理費、2,979万1,613円の支出で浄水場や排水管の維持管理費を支出しております。

2款2項施設整備費、755万4,250円の支出で量水器の更新工事や施設更新の実施設計などを支出しております。

3款1項公債費、1,955万2,884円の支出でございました。

4款1項基金費、2,810万円の支出で簡易水道財政調整基金への積立金でございます。

4款2項給水工事受託事業費、569万1,785円の支出で消火栓更新工事などを受託して発注する経費がここで支出しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、公共下水道事業特別会計の説明を願います。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和5年度公共下水道事業特別会計の決算について説明申し上げます。先程と同じ説明資料で説明します。説明資料165ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ2億799万6,583円でした。歳入歳出先差引につきましては、ゼロ円でした。

それでは、歳入から説明します。168ページをお開きください。

1款1項負担金、5万円の収入で受益者負担金の徴収猶予解除に伴う収入でございます。

2款1項使用料、3,116万5,845円の収入で、ここでは下水道使用料が収入されております。対前年増減では63万5,869円の減でした。主な要因につきましては、公営企業会計の移行に伴う出納整理期間がなくなり、その分が未収金として取り扱われたことからでございます。

飛ばしまして、3款1項国庫補助金、990万5,500円の収入で更新事業の財源に充てる収入でございます。

5款1項一般会計繰入金、1億4,479万3,132円の収入で基準内繰入では1億2,367万5,046円でございます。基準外繰入の赤字補填としましては2,111万8,086円となっております。

飛ばしまして、8款1項町債、2,200万円の収入で更新事業や公営企業会計適用化事業の財源として発行された事業債でございます。

引き続きまして、歳出を説明します。次のページをご覧ください。

1款1項総務管理費、2,765万3,205円の支出で会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などを支出しております。

2款1項施設費、5,975万5,617円の支出で下水道施設の整備費や維持管理費が支出されております。対前年増減では1,460万2,190円の増でした。主な要因は、施設整備費で下水道処理場の外壁工事更新工事が行われております。

3款1項公債費、1億2,058万7,761円の支出でございました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、介護保険サービス事業特別会計の説明を願います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和5年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。それでは決算説明資料を使って説明させていただきます。説明資料は182ページをお開きください。これは介護保険サービス事業款別内訳書でございます。記載のとおり、歳入歳出予算総額1億5,770万4,000円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ1億4,475万5,541円となっております。執行率は91.8%となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、180ページ、181ページをお開きください。下段に過去5年分の決算状況を記載していますが、平成30年度からは一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ決算を了しております。令和5年度におきましても、単年度収支が4,464万6,348円の赤字額となり前年度繰越金がございますので、一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ決算を了しております。繰入金額は前年度と比較しまして、1,298万8,824円の増となっております。その大きな要因といたしましては、デイサービスセンターの利用者の減少による収入減と介護医療院のショートステイ利用実績減による収入減及び歳出面では人件費の増による赤字の拡大によるものでございます。

それでは、4つの介護サービス事業の決算状況の概略を説明しますので、次のページ、182ページへお戻りください。下段のサービス事業収入内訳、古平町デイサービスセンターをご覧ください。こちらは、サービス収入等2,293万6,926円に対し、支出、社会福祉協議会の委託料が3,331万2,466円で、1,037万5,540円の赤字決算となりました。前年度比382万3,156円の赤字額の増となりました。要因は、歳出では社協への委託料は約110万円程減額されたものの、複数回利用者等が施設利用となるなど、年間利用者が600人強利用者減となったことにより、主収入であるサービス収入が590万円の減となったことによるものです。

その下、2つ目の事業、ショートステイ元気プラザですが、収入370万9,808円に対し、歳出272万6,251円で、98万3,557円の黒字で決算しております。前年度比は8万7,550円の黒字が減となっておりますが、前年度とほぼ同様の実績でございます。

続きまして、隣のページ、183ページに移りまして、3つ目の事業包括支援センター、こちらの事業は事業対象者、要支援1人の方のケアプランを作成する事業所です。歳入292万3,140円に対し、歳出はなく収入の同額を黒字で決算しております。しかし、要支援者等が要介護状態になることによりまして、介護計画に移行となり前年度比26万1,660円の黒字が減額となっております。また、黒字の最も大きな要因は、担当者はケアプラン作成以外にも高齢者支援業務を行っているため、人件費を一般会計で計上していることによるものでございます。

その下、4つ目の事業、介護医療院海のまちクリニックでございます。歳入7,053万9,241円に対し、歳出1億871万6,824円となり、3,817万7,583円の赤字で決算しております。前年度比は881万6,449円の赤字増となっております。大きな要因といたしましては、先程もご説明しましたが施設利用者は62日増となっております。しかし報酬の高い要介護4号は微増であるものの、要介護2の利用者が半減、収入の低い要介護時の利用者が約8倍となったことによるもの、またショートステイの実績が80日減となったことにより、報酬が460万円程減少したことによるものです。歳入の諸収入、雑入につきましては職員の給食費を徴収した分でございます。

以上のことと、2款の予備費については支出がありませんでしたので、歳入不足となったデイサービスセンター、介護医療院の2つの事業の赤字合計から、黒字であるショートステイと包括センター、それと預金利息を差し引いた4,464万6,348円が、単年度収支の赤字額となりました。各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては、184ページ以降を後程ご覧ください。

以上で令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 介護保険サービス事業特別会計の説明が終わりましたので、最後に、診療所運営事業特別会計の説明を願います。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 令和5年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明資料198ページをお開きください。歳入歳出決算ですが、歳入歳出それぞれ9,290万4,329円であり、歳入歳出差引ゼロ円で決算を了しております。

それでは、歳入からご説明いたします。説明資料202ページをお開きください。

1款1項保険診療収入、決算額3,994万228円で、こちらは国民健康保険診療報酬、社会保険診療報酬、後期高齢者診療報酬などの収入となります。前年度比約350万円の増となっております。

1款2項保険外診療収入、決算額18万4,968円で、こちらは健診や予防接種などの自費診療の収入となります。前年度比約2万4,000円の減となっております。

2款1項介護給付費収入については、収入はありません。

3款1項使用料、決算額986万4,288円で、こちらは予防接種手数料や健康診断料などの収入となります。前年度比約341万8,000円の減となっております。これは新型コロナワクチン接種者が減ったことが主な要因であります。

3款2項手数料、決算額45万1,600円で、こちらは診断書などの文書料の収入となります。前年度比約2万2,000円の増となっております。

4款1項繰入金、決算額3,906万922円で前年度比1,024万8,238円の増となっております。主な要因は、歳入面では新型コロナワクチン接種者が減ったことによる使用料や支援金・補助金の減、歳出面においては電子カルテシステムや医用画像情報システムの更新費用、超音波骨量測定装置の購入などです。

5款1項雑入、決算額335万9,698円で、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金295万円、新型コロナワクチン接種体制整備事業負担金30万円、医療施設等の物価高騰対策に対する支援金10万円が主なものであります。

6款1項道補助金、決算額4万2,625円で、こちらはPCR等検査無料化推進に対する補助金であります。雑入が約280万増加し道補助金が約950万減った要因は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制支援事業が令和5年4月から市町村事業に変更されたため、支援金として雑収入としたことと接種人数が半減したことによります。

続きまして、歳出の説明をいたします。次のページをご覧ください。

1款1総務管理費、決算額8,327万9,662円で前年度比約168万円の増となっております。主な要因は、電子カルテシステムや医用画像情報システムの更新に係る委託料の増であります。また、会計年度任用職員報酬や職員人件費等が主な支出となっており、人件費で約6,244万円支出しております。

2款1項診療費、決算額962万4,667円で前年度比約200万円の増となっております。主な要因は、医療用消耗品費や在宅酸素濃縮器借上料の増、超音波骨量測定装置の購入によるものです。

3款1項予備費については支出ありません。

診療科別受診者数等、詳細につきましては204ページ以降を後程ご覧ください。

以上で、令和5年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で、認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についての説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 意見案第6号

○議長（堀 清君） 日程第13、意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第14、陳情第4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第4号 「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」(案)の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第15 陳情第8号

○議長(堀 清君) 日程第15、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第16 陳情第9号

○議長(堀 清君) 日程第16、陳情第9号 核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 陳情第10号

○議長（堀 清君） 日程第17、陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第10号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 陳情第11号

○議長（堀 清君） 日程第18、陳情第11号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第11号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

13日の本会議は、決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することにしたいと思います。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時13分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員